

(日本工業規格 A 4)

飼料添加物販売業者事業廃止届

令和 年 月 日

栃木県農業環境指導センター所長 様

住所

氏名

さきに、 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項(第3項)の規定により飼料添加物販売業者の届出をしたが、
年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。